元国際第１０７７号

関税割当公表第２８号

令和２年度のフィリピン産鶏肉の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となる肉及び食用のくず肉（鶏のもので、肝臓（冷凍したものに限る。）及び骨付きのももを除く。）（以下「フィリピン産鶏肉」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和２年２月17日

農　林　水　産　省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品

フィリピン産鶏肉（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第０２０７．１１号、第０２０７．１２号、第０２０７．１３号の２及び第０２０７．１４号の２の（２）に掲げる物品）

２　合計割当数量　　７，０００ｔ

３　通関期限　　令和３年３月31日

第２　関税割当申請書の提出先

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課

第３　関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第４　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (4)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返還された割当数量の合計が１ｔ以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。１申請者当たりの申請数量等については、第７を参照。

(1) 令和２年３月10日（火）から同年３月16日（月）まで

(2) 令和２年６月23日（火）から同年６月29日（月）まで

(3) 令和２年10月６日（火）から同年10月12日（月）まで

(4) 令和３年１月19日（火）から同年１月25日（月）まで

なお、(2) から (4) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ウェブサイトに掲載する。

２　提出時間　　午前10時から正午まで及び午後１時30分から午後３時30分まで

第５　関税割当申請者の資格

鶏肉の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第６　関税割当申請書に添付すべき書類

１　第４の１の(1)の期間に申請する場合であって、令和元年度に割当実績がある場合は、割当てを受けた全ての関税割当証明書（原本）。なお、関税割当証明書の割当数量を全て使用した等により既に返納した場合を除く。

ただし、残存数量があり、引き続き輸入のために使用する場合は、当該関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類（※）の写し各１通（及び、同書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳１通）を添付する。

（※）令和２年３月末までに輸入することが確実であることを確認できるもの。

２　令和元年度の月別のフィリピン産鶏肉の輸入通関実績（令和２年３月末見込みを含む）数量等一覧表（別記様式１）

３　令和２年度の月別のフィリピン産鶏肉の輸入計画一覧表（申請時までの輸入実績も含む。）（別記様式２）

４　法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時点において４の書類の内容に変更のないものは、４の書類の添付を必要としない。また、本公表により２件以上申請する場合であって、１から４までの書類の内容に変更のないものは、２件目以降は１から４までの書類の添付を必要としない。

第７　割当基準

１　第４の１の(1)に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、１申請者当た

りの申請数量は７００ｔを上限とする。

(1) 申請数量の総計が第１の２に掲げる合計割当数量以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第１の２に掲げる合計割当数量を超える場合

申請者の申請順に第１の２に掲げる割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、令和２年３月19日（木）に当省において抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ウェブサイトにおいて公表する。

２　第４の１の (2) から (4) までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間においては、１申請者当たりの申請数量は７００ｔを上限とするが、(4) に掲げる期間における１申請者当たりの申請数量には上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が別途当省ウェブサイトに掲載する割当数量（第４の１参照）以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が別途当省ウェブサイトに掲載する割当数量（第４の１参照）を超える場合

申請者の申請順に別途当省ウェブサイトに掲載する割当数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

抽選の実施については、申請期間終了後に当省ウェブサイトにおい

て公表する。

３　令和元年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と第６の１において提出された関税割当証明書等によって確認された輸入通関数量から消化率を算出（第６の１において添付された関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類の写しによって令和２年３月31日までに通関する見込みの数量も輸入通関数量に含めるが、令和２年４月１日までに当該関税割当証明書を提出することとし、これを確認した結果残存数量があれば再度消化率を算出）し、その消化率が９割未満の者は、第４の１の(1)から(3)までに掲げる期間において、申請数量（※）の合計は令和元年度の輸入通関数量を限度とする。ただし、第４の１の(4)に掲げる期間においては、第７の２の規定に基づいて申請をすることができる。

なお、令和２年１月７日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）抽選により減じられた数量は申請数量に含めない。

第８　関税割当証明書の交付及びその停止

関税割当証明書は、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第４の１の(2)、(3)及び(4)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

１　申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

２　申請者が本公表に違反したとき。

３　申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第９　報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10　そ　の　他

１　関税割当申請書の提出部数は２通（省令第１条）とし、その他の添付書類の提出部数は１通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は２通（省令第３条）とする。

２　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年４月１日付け16国際第1297号）によるものとする。

３　割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第４条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第２に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

４　令和２年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と同年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が９割未満の者は、原則として、令和３年度においては、申請数量（※）の合計は令和２年度の輸入通関数量を限度とする。なお、令和３年１月５日（火）までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）抽選により減じられた数量は申請数量に含めない。

５　関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

６　関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

７　申請に関する電話による問い合わせ先は次のとおり。

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（ 03-3502-8111　内線4942）

第11　関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。